

認定区分について

年齢と学年

5歳児（ゴサイジ）	年長	4月1日時点で満5歳の子ども
4歳児（ヨンサイジ）	年中	4月1日時点で満4歳の子ども
3歳児（サンサイジ）	年少	4月1日時点で満3歳の子ども
2歳児（ニサイジ） 満3歳児（マンサンサイジ）	2歳児	4月1日時点で満2歳の子ども
1歳児（イツサイジ）	1歳児	4月1日時点で満1歳の子ども
0歳児（ゼロサイジ）	0歳児	4月1日時点で0歳の子ども

保育料無償化の対象

満3歳の誕生日の翌月 ~ 小学校入学前まで

※満3歳児で入園された方は、お子さんの誕生月の10日までに「幼稚園等入園申込提出書類」を園までお届けください。

「幼稚園等入園申込提出書類」は園にありますので、園までお問い合わせください。書類の提出がないと無償化の対象になりませんのでご注意ください。

認定結果通知書の支給認定区分

図：イメージ

319-3111
茨城県常陸大宮市
石沢1468-4

常大こ 第 131 号
令和 4年 2月21日

若草 太郎 様
様)

〒319-3111
茨城県常陸大宮市石沢1468-4
若草幼稚園

茨城県常陸大宮市長

鈴木 定幸



子どものための教育・保育給付認定結果通知書

先に申請のありました教育・保育給付認定につきまして、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

児童	ワカクサハナコ 若草 花子	認定者番号 000003100000 平成31年11月19日生 女
内容	認定年月日 : 令和 4年 2月18日 支給認定区分: 教育標準時間認定 支給認定期間: 令和 4年 4月 1日 から 令和 7年 3月31日 まで 保護者 : 若草 太郎 昭和62年3月12日生 茨城県常陸大宮市石沢1468-4	
<p>(教示)</p> <p>この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、常陸大宮市長に対して審査請求をすることができます(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、常陸大宮市を被告として(訴訟において市を代表する者は、常陸大宮市長となります。)提起することができます(この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p> <p>問合せ先 茨城県常陸大宮市中富町3135番地の6 常陸大宮市役所 保健福祉部 こども課 電話 0295-52-1111</p>		

支給認定区分について

教育標準時間認定 = 1号認定

認定基準：教育を希望する子ども

対象年齢：3歳になった翌月から小学校入学前まで

施設等利用給付認定 第2号 = 新2号認定

認定基準：教育標準時間認定児（1号認）の方で保育の必要性の認定を受けた方

対象年齢：3歳児以上の方（年少クラスより）

※お仕事や介護等で保育の必要性がある方は園までお知らせください
月額450円×利用日数（上限11,300円）まで預かり保育料の助成が受けられます。詳しくは事務担当までお問い合わせください

保育認定(保育短時間) = 2号認定(短)

認定基準：お住まいの市町村で短時間保育(8時間)の必要性の認定を受けた方

対象年齢：3歳児以上の子ども（年少クラスより）

保育認定(保育標準時間) = 2号認定(標準)

認定基準：お住まいの市町村で短時間保育(11時間)の必要性の認定
を受けた方 対象年齢：3歳児以上の子ども（年少
クラスより）

保育認定(保育短時間) = 3号認定(短)

認定基準：お住まいの市町村で短時間保育(8時間)の必要性の認定
を受けた方
対象年齢：0歳～2歳児の子ども

保育認定(保育標準時間) = 3号認定(標準)

認定基準：お住まいの市町村で短時間保育(11時間)の必要性の認定
を受けた方
対象年齢：0歳～2歳児の子ども

年度内の認定変更は可能ですが、各認定区分では利用定員が定められていますので、変更を希望する場合は園までご相談ください。

ご不明な点は園までお問い合わせください。

☎ 0295-52-16112

お願い

以下のような事項がある場合は速やかに園までお知らせください。

- ◆住居地などの変更（転出・転居・1カ月以上の出国・帰国、電話番号の変更）がある場合。
- ◆1号認定者で家庭内での保育が困難になったとき（就職・介護・保護者の通学等など）
- ◆2号・3号認定者で家庭内での保育が可能となったとき（退職、産休・育児休業の取得など）
- ◆世帯の状況が変わったとき（保護者の婚姻、離婚、家族の死亡など）
- ◆就労状況が変わったとき（就労先、就労形態の変更など）